平成２９年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市馬堀町２―10―31、住民票上の住所神奈川県横須賀市大津町１丁目14番25号
債務者　石渡　淳一
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市野比５－３－１　久里浜医療センター　しおさい病棟、住民票上の住所東京都足立区伊興本町２丁目10番20号　コーポ不二202
債務者　遠藤　祐司
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４２号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目５番Ｆ―46号
債務者　山口　新吾
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５１号
神奈川県横須賀市西浦賀２丁目14番13号
債務者　吉原　寛一
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４３８号
名古屋市西区南川町187番地　余合ハイツ405号
債務者　村中　　芽
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１８７１号
福岡市博多区博多駅前３丁目16番10号興産ビル３階
破産者　株式会社ウィズダム化学
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５号
福岡市博多区博多駅東２丁目４番20号
破産者　有限会社ヘビーフィールド
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９１号
神奈川県横須賀市東逸見町２丁目16番地
破産者　ヒロクニ合名会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６６号
三重県松阪市駅部田町1359番地３　エステート８　１―Ｈ、開始決定時の住所三重県多気郡大台町新田575番地３
破産者　木下フミ子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第６６３号
兵庫県西宮市若松町６番27号302
破産者　有限会社ソリッドカンパニー
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５４０号
福岡市早良区百道浜４丁目31番10―1504号
破産者　田口　洋子
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９号
福岡市西区下山門４丁目４番14―502号
破産者　ａｓｏｂｉ合同会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６４号
札幌市白石区平和通２丁目南１番７号
破産者　ａｒｔ－ｅｖｏｌｖｅ　ｄｅｓｉｇｎ　ｓｔｕｄｉｏ有限会社
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２号
茨城県常陸太田市岩手町939番地の３
破産者　有限会社栗原開発
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
栃木県宇都宮市東宿郷６丁目７番地16　マスミトータルビル１Ｆ、前本店所在地福島県郡山市安積町日出山２丁目43番地
破産者　株式会社ＰＯＷＥＲ’Ｓ
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９０号
栃木県宇都宮市中岡本町字西町2389番地１号
破産者　有限会社フォレストベル（旧商号有限会社ウッドベル）
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４７号
栃木県大田原市滝岡204番地３
破産者　井上　晴夫
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０７号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目17番30号
破産者　株式会社トーセツ
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０８号
栃木県宇都宮市雀宮町424番地５、前住所栃木県宇都宮市五代１丁目18番２号　プリモコーポＡ棟102
破産者　石山　茂夫
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係